平成２８年（フ）第１６６号
福岡市中央区舞鶴１丁目９番９－303号
債務者　山口　隆利
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７８号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目２番16－205号
債務者　森本　泰夫
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３号
福岡市西区今宿東２丁目４番６－305号
債務者　木戸　　愛（旧姓郷田）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８５号
福岡市中央区大手門３丁目10番10－703号
債務者　坂口　昌己
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８７号
福岡市西区下山門４丁目７番１－201号
債務者　武藤　完治
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０１号
福岡市中央区山荘通３丁目80番地
債務者　猪野　純也
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０７号
福岡市早良区重留１丁目４番15－101号、住民票上の住所福岡市早良区重留６丁目６番３号
債務者　柴田久仁子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３０号
福岡県朝倉市長渕139番地３
債務者　黒木　　博
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３４号
福岡市城南区田島１丁目12番２号
債務者　丸山　美佳
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４１号
福岡市早良区内野３丁目12番３－103号
債務者　荒木　裕二
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４２号
福岡市早良区内野３丁目12番３－103号
債務者　荒木まどか
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４３号
福岡市早良区原団地21番105号
債務者　駒井　功子（旧姓松藤）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４４号
福岡県大野城市中央２丁目８番30号　ＭＡＨ大野城201号
債務者　守屋　靖子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４５号
福岡市中央区谷１丁目１番６－603号
債務者　池田　一夫
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４８号
福岡市早良区城西２丁目４番10号
債務者　坂之下文一
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５１号
福岡市中央区薬院３丁目４番21号
債務者　上野　忠之
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５２号
福岡市中央区薬院３丁目４番21号
債務者　上野　慶子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６４号
福岡市博多区博多駅南３丁目５番１号
債務者　涌野美智惠
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部